第十条の五の二十二の次に次の二条を加える。

（特殊構造方法等認定の申請）

第十条の五の二十三　特殊構造方法等認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十四様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一　構造方法又は建築材料の概要を記載した図書

二　平面図、立面図、断面図及び構造詳細図

三　前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法又は建築材料が法第二章、第三章第五節並びに第六十七条の三第一項及び第二項の規定並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものと同等以上の効力があるかどうかを審査するために必要な事項を記載した図書

2　国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは前項第三号の規定による審査が困難と認める場合にあつては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。

（特殊構造方法等認定書の通知等）

第十条の五の二十四　国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしたときは、別記第五十号の十五様式による認定書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

一　認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　認定を受けた構造方法又は建築材料の名称及び内容

三　認定番号

四　認定年月日

2　国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしないときは、別記第五十号の十六様式による通知書をもつて申請者に通知するものとする。

第十条の七の見出しを「（建築基準適合判定資格者の登録の申請）」に改め、同条中「第十条の十二」の下に「及び第十条の十五の四第二項」を加える。

第十条の九第二号中「次条」の下に「及び第十条の十五の五第二号」を加え、同条第五号中「、同条第二項」を「及び同条第二項」に、「及びこれらの処分を受けた」を「を受けた場合においては、その旨及びその」に改める。

第十条の十二第四号中「第七十七条の五十九第五号」を「第七十七条の五十九第六号」に改め、同条第五号中「第七十七条の五十九第六号」を「第七十七条の五十九第七号」に改める。

第十条の十五の二の次に次の四条を加える。

（構造計算適合判定資格者の登録を受けることができる者）

第十条の十五の三　法第七十七条の六十六第一項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二　建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（構造計算適合判定資格者の登録の申請）

第十条の十五の四　法第七十七条の六十六第一項の規定によつて構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第六十号の二様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本又は戸籍抄本

二　登記事項証明書

三　前条第一号若しくは第二号に該当する者であることを証する書類又は同条第三号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地の都道府県名、氏名、生年月日、住所及び性別

三　構造計算適合判定資格者検定に合格した者である場合においては、合格の年月及び合格通知番号

四　第十条の十五の三第一号又は第二号に該当する者である場合においては、その旨

五　第十条の十五の三第三号の規定による認定を受けた者である場合においては、当該認定の内容及び年月日

六　勤務先の名称及び所在地

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十二第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十二第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

（準用）

第十条の十五の六　第十条の八、第十条の十から第十条の十五の二までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の八第一項	前条	第十条の十五の四
第十条の十第二項	別記第五十二号様式	別記第六十号の三様式
第十条の十一第一項	別記第五十三号様式	別記第六十号の四様式
第十条の十二第一号	別記第五十四号様式	別記第六十号の五様式
第十条の十二第二号	別記第五十五号様式	別記第六十号の六様式
第十条の十二第三号	別記第五十六号様式	別記第六十号の七様式
第十条の十二第四号	別記第五十七号様式	別記第六十号の八様式
第十条の十二第五号	別記第五十八号様式	別記第六十号の九様式
第十条の十三第一項	別記第五十九号様式	別記第六十号の十様式
	別記第六十号様式	別記第六十号の十一様式

第十条の二十三第一項第一号イ中「国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した」を「同条第一項第一号イの認定を受けた」に、「、同表の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定した図書」を「同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書」に改め、同条第三項第一号中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改め、同項第二号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同条第六項中「図書」の下に「及び書類」を、「把握するため」の下に「又は申請に係る建築物の安全性を確かめるため」を加え、同条第七項中「図書」の下に「及び書類」を加え、同条第八項及び第九項中「添付図書」の下に「及び添付書類」を加える。

第十条の二十四中「添付図書」の下に「添付書類」を加える。